

北洋ビジネスダイレクト ご利用規定 新旧対照表

(平成 26 年 12 月 1 日改定)

改定前	改定後	備考
<p>< 共通利用規定 ></p> <p>第1条(北洋ビジネスダイレクト)</p> <p>5. 代表口座・取引口座 (1)～(3) 省略</p>	<p>< 共通利用規定 ></p> <p>第1条(北洋ビジネスダイレクト)</p> <p>5. 代表口座・取引口座等 (1)～(3) 同文 <u>(4) 契約者は、当行が定める所定の方法により、Eメールアドレスを登録するものとします。</u></p>	<p>文言追加</p>
<p>第3条(取引の依頼・確定・確認)</p> <p>3. 取引内容の確認 (1) 省略</p>	<p>第3条(取引の依頼・確定・確認)</p> <p>3. 取引内容の確認 (1) 同文 <u>(2) お届けのEメールアドレスへEメールにより振込・振替等のお取引(受付)結果を通知いたしますので、契約者は必ず取引内容を確認してください。</u></p>	<p>文言追加</p>
<p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(3) 同文</p> <p>(4) 同文</p>	<p>項番繰下げ</p> <p>項番繰下げ</p>
<p>第5条(届出事項の変更等)</p> <p>(1)～(2)</p>	<p>第5条(届出事項の変更等)</p> <p>(1)～(2)</p> <p><u>(3) Eメールアドレスに変更があった場合は、直ちに登録を変更するものとします。登録内容の不備により生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	<p>文言追加</p>
<p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>(4) 同文</p> <p>(5) 同文</p>	<p>項番繰下げ</p> <p>項番繰下げ</p>
	<p>第8条(反社会的勢力の排除)</p> <p><u>契約者は、契約者自身が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</u></p>	<p>条文追加</p>

改正前	改正後	備考
<p>第9条(解約・一時停止)</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. 強制解約 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく、いつでも本サービスを解約できるものとします。</p> <p>(1)～(7) 省略</p>	<p>(1) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>(2) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>(3) <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>(4) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>(5) <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>第9条(解約・一時停止)</p> <p>1. ～3. 同文</p> <p>4. 強制解約 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく、いつでも本サービスを解約できるものとします。 <u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときには、契約者がその責任を負います。</u></p> <p>(1)～(7) 同文</p> <p>(8) <u>以下の①から③の事由が一つでも生じた場合</u></p> <p><u>①契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p>a. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>b. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>c. <u>自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>d. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>e. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p>	<p>条文追加</p> <p>条番号繰下げ</p> <p>文言追加</p> <p>文言追加</p>

改正前	改正後	備考
<p>(8)本規定に違反する等、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき</p>	<p><u>②契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u> <u>a. 暴力的な要求行為</u> <u>b. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>e. その他前記(a) から(d)に準ずる行為</u> <u>③契約者が、第13条の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>(9)本規定に違反する等、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき</p> <p>以下 条番号繰下げ</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>文言追加</p> <p>項番号繰下げ</p>